

# 中国における納税信用評価制度

Issue 17, January 2023

## In brief

中国政府は、約 20 年前から納税者の税法コンプライアンス向上を目的とする納税信用評価制度を執行しています。納税信用ランクが高い納税者に対しては増值税専用発票および普通発票の取得優遇などの奨励措置を設けています。

今後、ゼロコロナ政策が撤廃され徵税が強化される可能性があります。税務調査による誤処理の指摘などによって、納税信用ランクが下がらないようにするすることが重要です。

本ニュースレターでは、納税信用評価制度の概要について解説します。

## In detail

### 1. 納税信用評価の概要

1. 評価対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務登記済みであり、生産・経営に従事し、かつ実額課税方式が適用される独立採算企業、個人独資企業および個人パートナーシップ企業</li> <li>新設企業</li> <li>評価年度内に生産経営収入がない企業</li> <li>企業所得税の推定課税方式が適用される企業</li> <li>非独立採算の分枝機構(任意参加)</li> </ul>										
2. 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の納税者信用情報(基本情報、評価年度前の信用記録)</li> <li>税務内部情報(経常性指標情報、非経常性指標情報) (*1)</li> <li>外部情報(参考情報、評価情報)</li> </ul>										
3. 評価方法	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>年度評価 指標得点 方式</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>減点方式が採用されています。</li> <li>直近 3 評価年度内に非経常性指標情報がある場合には、100 点から減点しますが、ない場合には90点を起点とします。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>直接判定 方式</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な信用失墜行為がある納税者に適用されます。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	年度評価 指標得点 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>減点方式が採用されています。</li> <li>直近 3 評価年度内に非経常性指標情報がある場合には、100 点から減点しますが、ない場合には90点を起点とします。</li> </ul>	直接判定 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な信用失墜行為がある納税者に適用されます。</li> </ul>						
年度評価 指標得点 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>減点方式が採用されています。</li> <li>直近 3 評価年度内に非経常性指標情報がある場合には、100 点から減点しますが、ない場合には90点を起点とします。</li> </ul>										
直接判定 方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な信用失墜行為がある納税者に適用されます。</li> </ul>										
4. 納税信用ランク	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>A ランク</td><td>90 点以上</td></tr> <tr> <td>B ランク</td><td>70 点以上 90 点未満</td></tr> <tr> <td>M ランク</td><td>新設企業、または評価年度内に生産経営収入はないが評価指標得点が 70 点以上</td></tr> <tr> <td>C ランク</td><td>40 点以上 70 点未満</td></tr> <tr> <td>D ランク</td><td>40 点未満、または直接判定</td></tr> </tbody> </table>	A ランク	90 点以上	B ランク	70 点以上 90 点未満	M ランク	新設企業、または評価年度内に生産経営収入はないが評価指標得点が 70 点以上	C ランク	40 点以上 70 点未満	D ランク	40 点未満、または直接判定
A ランク	90 点以上										
B ランク	70 点以上 90 点未満										
M ランク	新設企業、または評価年度内に生産経営収入はないが評価指標得点が 70 点以上										
C ランク	40 点以上 70 点未満										
D ランク	40 点未満、または直接判定										

5. 評価年度	• 歴年(1月1日～12月31日)
6. 評価時期	• 翌年4月(納税指標評価状況に対し異議がある場合には、翌年3月に納税信用の再評価を申請することができます。)

出所:「納税信用管理办法(试行)」(国家税务总局公告 2014 年 40 号)、「納税信用評価指標と評価方法(试行)」(国家税务总局公告 2014 年 48 号)、「納税信用管理の若干業務取扱いの明確化に関する公告」(国家税务总局公告 2015 年 85 号)、「納税信用管理の改善関係事項に関する公告」(国家税务总局公告 2016 年 9 号)、「納税信用評価関係事項に関する公告」(国家税务总局公告 2018 年 8 号)、「納税信用管理関係事項に関する公告」(国家税务总局公告 2020 年 15 号)

(\*1) 経常性指標情報とは、税務申告情報、税金納付情報、発票と発票発行器具情報、登記と帳簿情報などの評価年度内に経常的に発生する情報を指します。非経常性指標情報とは、税務調査情報などの評価年度内に経常的に発生しない情報を指します。

## 2. 納税信用ランクごとの分類サービスおよび管理

納税信用ランク	分類サービスおよび管理
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外的に納税者が記載された名簿を公表します。</li> <li>增值税専用発票および普通発票の取得を優遇します。</li> <li>納税信用ランク A が 3 年連続の納税者に対し、税務当局はグリーンチャネル、または専門スタッフの支援による税務関連事項の迅速処理を提供します。</li> <li>企業の実際の状況に応じた奨励措置を採用します。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局は正常管理を実施し、適時に税収政策および管理規定の指導を行います。</li> <li>信用評価状況変化に応じて、納税信用ランク A の奨励措置を選択して提供します。</li> </ul>
M	<ul style="list-style-type: none"> <li>增值税専用発票の認証を取消します。</li> <li>税務当局は適時に税収政策および管理規定の指導を行います。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局は法律に則り厳格に管理します。</li> <li>信用評価状況変化に応じて、納税信用ランク D の管理措置を選択して採用します。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外的に納税者およびその直接責任者が記載された名簿を公表します。</li> <li>增值税専用発票および普通発票の取得を厳格化します。</li> <li>輸出税金還付の審査を強化します。</li> <li>納税評価を強化し、提出資料を厳格に審査します。</li> <li>納税評価結果を他の政府部門に通知し、輸出入、出入国、プロジェクト入札、政府購入、安全許可および生産許可等の各方面において制限、禁止することを提案します。</li> </ul>

出所:「納税信用管理办法(试行)」(国家税务总局公告 2014 年 40 号)

なお、国家发展改革委員会、税務总局、人民銀行、財政部、人力资源社会保障部、国土资源部、商务部、税关总署、工商总局、品质检查总局および外货管理局など 29 の政府部门が共同にて公布した「納税信用ランク A の納税者に対する合同インセンティブ措置の実施協力に関する覚書」(发改财金(2016)1467 号)により、納税信用ランク A の納税者に対して、上記の税務サービスおよび管理以外に、プロジェクト審査サービスと管理、财政资金使用、社会保障、土地使用と管理、商务服务と管理、輸出入利便化、出入国检疫检疫、工商行政管理、融资利便化、外货管理などのインセンティブ措置が設けられています。

### 3. 納税信用回復申請

納税者は、以下のいずれかの要件を充足する場合、規定の期限内に所轄税務局に対し納税信用の回復を申請することができます。なお、当該納税信用回復申請は、一納税年度内に1回のみとされています。

回復要件	申請期限
① 紳税者が法定期限内での納税申告、税金納付、資料届出などの未処理事項を既に処理した場合	• 税務機関により信用失墜行為が記録された翌年末まで
② 税務機関による処分結果に従って税金、延滞金および罰金を納付しない、もしくは過少納付し、犯罪を構成せず、納税信用ランク D に直接判定された納税者が、税務機関による処分結果において明確にされた期限満了後 60 日以内に未納税額を納付した場合	• 紳税信用ランク D に直接判定された翌年末まで
③ 紳税者が関連法律義務を履行し、かつ税務機関が法により非正常企業の状態を解除した場合	

出所:「納税信用回復関係事項に関する公告」(国家税務総局公告 2019 年 37 号)

### The takeaway

中国企業は、高いランクの納税信用を維持することで、增值税控除留保額の還付申請が可能になるなど税務上の恩典を受けられます。**逆に、ランクが下げられることで增值税発票の取得に支障を来せばビジネスへの悪影響を及ぼします。**納税信用評価の仕組みなどを十分に理解し、評価が下がらないように努力するとともに、もし下がった場合には回復に向けて所定の処理を実施すべきといえます。

また、中国企業を買収または取引先として選定する際には、対象企業の納税信用ランクを確認することを推奨します。

### Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

#### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

丁 瑛忠

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

## China Tax Update

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.